記

1　日時　平成21年８月25日（火）15時30分から16時30分まで

2　場所　東京都小笠原村父島字西町東京都小笠原支庁２階会議室

3　案件　国指定南鳥島鳥獣保護区の指定について

国指定北硫黄島鳥獣保護区及び同北硫黄島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ埼玉県さいたま市中央区新都心11－２明治安田生命さいたま新都心ビル18階関東地方環境事務所（電話番号048―600―0516）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

1　日時　平成21年８月25日（火）14時30分から15時30分まで

2　場所　東京都小笠原村父島字西町東京都小笠原支庁２階会議室

3　案件　国指定北硫黄島鳥獣保護区及び同北硫黄島特別保護地区の指定について

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区及び同やんばる（安田）特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市山下町５―21沖縄通関社ビル４階那覇自然環境事務所（電話番号098―858―5824）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

1　日時　平成21年８月26日（水）13時30分から15時00分まで

2　場所　沖縄県国頭村字辺土名121番地国頭村役場第１会議室

3　案件　国指定やんばる（安田）鳥獣保護区及び同やんばる（安田）特別保護地区の指定について

国指定やんばる（安波）鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市山下町５―21沖縄通関社ビル４階那覇自然環境事務所（電話番号098―858―5824）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

1　日時　平成21年８月26日（水）15時00分から16時00分まで

2　場所　沖縄県国頭村字辺土名121番地国頭村役場第１会議室

3　案件　国指定やんばる（安波）鳥獣保護区の指定について

国指定紀伊長島鳥獣保護区紀伊長島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２中部地方環境事務所（電話番号052―955―2130）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

1　日時　平成21年８月28日（金）13時30分から15時00分まで

2　場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島915―２東長島公民館

3　案件　国指定紀伊長島鳥獣保護区紀伊長島特別保護地区の指定について

公　告

謡　事　項

工場財団

伊賀市緑ケ丘南町2332番地**伊賀上野ケーブルテレビ株式会社**の伊賀市緑ケ丘南町2332番地伊賀上野ケーブルテレビ株式会社本社放送所の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月３日　津地方法務局伊賀支局

有権者申出方

元当局所属公証人森眞樹の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成21年８月３日　東京法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成21年７月24日から２か月間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成21年８月３日

名古屋法務局長　山川　景逸

記

氏名　坂田　明夫

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第2001号

事務所の所在地　愛知県海部郡大治町大字砂子字五反畑959番地の２

違反行為　不当誘致行為

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１２１号

青森市橋本１丁目９番30号

申立人　株式会社青森銀行

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井17番地18、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森県北津軽郡鶴田町、死亡年月日平成20年９月５日、出生の場所青森県西津軽郡水元村、出生年月日昭和26年11月９日、職業建築請負業

被相続人　亡　齋藤　秋元

青森県五所川原市大字一野坪字坪実27番地２

相続財産管理人　對馬　勉

青森家庭裁判所五所川原支部

平成２１年（家）第９０１８号

秋田県男鹿市脇本脇本字向山１番地の４

申立人　秋田みなみ農業協同組合

本籍秋田県男鹿市松木沢字堂ノ前本内境88番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県潟上市、死亡年月日平成18年３月17日、出生の場所茨城県久慈郡大子町、出生年月日昭和37年１月９日、職業農業

被相続人　亡　吉田美貴雄

事務所秋田市中通３丁目２番44号　河北ビル５階

相続財産管理人　弁護士　内藤　徹

秋田家庭裁判所

平成２１年（家）第７０１０号

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼295番地

申立人　面川　秀夫

本籍福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼146番地、最後の住所福島県郡山市安積町荒井字戸蘭塔１番地の１　シャンシャイン80―715号、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日平成20年５月１日、出生の場所福島県岩瀬郡鏡石村、出生年月日昭和22年３月16日、職業無職

被相続人　亡　滝田　敏郎

福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内135番地

相続財産管理人　永山富士男

福島家庭裁判所郡山支部

平成２１年（家）第６１８号

群馬県前橋市鶴が谷町41番地６

申立人　小野　宜雄

本籍群馬県前橋市朝倉町１丁目13番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日平成20年10月29日、出生の場所群馬県碓氷郡秋間村、出生年月日昭和21年９月28日、職業不詳

被相続人　亡　澤　幸一

事務所群馬県高崎市江木町1464番地１

相続財産管理人　石川　鐵雄

前橋家庭裁判所